

◎新潟県訓令第11号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「削除別表号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（地域機関の長共通の専決事項）</p> <p><b>第14条</b> 地域機関の長（地域振興局長を除く。別表第4の2において同じ。）、地域振興局の部長（新潟地域振興局新潟港湾事務所長及び津川地区振興事務所長並びに上越地域振興局妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長を含む。<u>以下同じ。</u>）、新潟地域振興局津川地区振興事務所副所長並びに佐渡地域振興局農林水産振興部の副部長（水産振興担当）及び副部長（農村振興担当）（次条及び別表第4の2において「地域機関の長等」という。）の共通専決事項は、別表第4の2のとおりとする。</p> <p><b>別表第3</b>（第5条関係） 課長共通専決事項 (1)～(10)（略） (11) 行政文書等（<u>県行政に重大な影響を与えるおそれのある事案に関するものを除く。</u>）の公開の決定等を行うこと。 (12)～(31)（略）</p> <p><b>別表第4の2</b>（第14条関係） 地域機関の長等共通専決事項 (1)（略） (2) 行政文書等（<u>県行政に重大な影響を与えるおそれのある事案に関するものを除く。</u>）の公開の決定等を行うこと（<u>地域機関の長及び地域振興局の部長に限る。</u>）。 (3) 個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと（<u>地域機関の長及び地域振興局の部長に限る。</u>）。</p> <p><b>別表第5</b>（第14条の2関係）  (略)</p>	<p style="text-align: center;">（地域機関の長共通の専決事項）</p> <p><b>第14条</b> 地域機関の長（地域振興局長を除く。別表第4の2において同じ。）、地域振興局の部長（新潟地域振興局新潟港湾事務所長及び津川地区振興事務所長並びに上越地域振興局妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長を含む。<u>第15条第4項、第16条第2項及び別表第5において同じ。</u>）、新潟地域振興局津川地区振興事務所副所長並びに佐渡地域振興局農林水産振興部の副部長（水産振興担当）及び副部長（農村振興担当）（次条及び別表第4の2において「地域機関の長等」という。）の共通専決事項は、別表第4の2のとおりとする。</p> <p><b>別表第3</b>（第5条関係） 課長共通専決事項 (1)～(10)（略） (11) 行政文書等の公開の決定等を行うこと。  (12)～(31)（略）</p> <p><b>別表第4の2</b>（第14条関係） 地域機関の長等共通専決事項 (1)（略） (2) 行政文書等の公開の決定等を行うこと（<u>地域機関の長に限る。</u>）。  (3) 個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと（<u>地域機関の長に限る。</u>）。</p> <p><b>別表第5</b>（第14条の2関係） <b>地域振興局の部長専決事項</b> (1) <u>行政文書等の公開の決定等を行うこと。</u> (2) <u>個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。</u> (略)</p>